

# 復命書

課長	課長代理	専門監	課員
[Redacted]			

- 1 日時 平成23年5月19日(木) 14:00~16:40  
2 場所 熱海市役所会議室  
3 要件 [Redacted]への指導  
4 出席者

【静岡県】廃棄物リサイクル課 [Redacted]  
東部健康福祉センター [Redacted]  
熱海土木事務所用地管理課 [Redacted]

【熱海市】建設課 [Redacted]、まちづくり課 [Redacted]、  
産業振興課 [Redacted]、水道温泉課 [Redacted]、

## 5 内容

- 熱海市各所で問題を起こしている [Redacted]が行った赤井谷の土地売買について、買主の [Redacted]との間で、当該土地の廃棄物や土砂を巡って紛糾している。
- 熱海市役所に [Redacted]と買主の [Redacted]が来庁するので、 [Redacted]に指導を行うため、東部健康福祉センターと廃棄物リサイクル課が同席した。
- 出席予定だった [Redacted]は現れなかった。
- 熱海市、県土木事務所及び県健康福祉センターが指導を行うも、「県や市の要望を持ち帰って後日回答する。」「現場のことは [Redacted]しか分からない。」「(現場作業を担当した [Redacted]とは連絡がとれない。」等の回答しか得られなかった。
- 改めて [Redacted]、 [Redacted]及び代理の [Redacted]を呼んで事情を聴取することとした。

### (1) 熱海市による指導

- ・ 赤井谷残土置場とその隣接地のC工区は、静岡県土採取条例の届出に係る処理が完了していない。早急に完了すること。
- ・ 完了にあたっては、緑化による法面保護や排水対策を行うこと。
- ・ 過剰搬入した土砂は現場から搬出すること。
- ・ 既に期限を過ぎているため、延長申請を行うとともに、5月31日までに計画書を提出すること。
- ・ 搬入した廃棄物は県の指導に基づき適正に処理すること。
- ・ 申請区域外に搬入した土砂は速やかに搬出すること。区域外の土砂搬出についても5月31日までに今後の処分方針を書面で提出すること。

### (2) 県による指導①(熱海土木事務所、逢初川管理関係)

- ・ 赤井谷下流の逢初川で漁業被害が発生している。漁業被害の原因が貴社の残土処理であるとも推定される。今後、貴社に対し損害賠償請求が提起されることもあり得るので、留意されたい。  
(裏面へつづく)

上記のとおり復命します。

廃棄物リサイクル課長 様

平成23年5月24日

廃棄物リサイクル課 [Redacted]

(3) 県による指導②(東部HC、廃棄物関係)

- ・ 3月31日期限の熱海市日金町についての18条報告書について、未提出であるため5月31日までに提出すること。
- ・ 赤井谷の廃棄物については、排出者を報告すること。排出者が法律に基づいて適正に処理すること。廃棄物をC工区からD工区への移動させるのは認められない。
- ・ 日金町・赤井谷以外の現場についても18条報告書を求めており、未提出であるため、5月31日までに提出すること。
- ・ [REDACTED]、[REDACTED] (現場責任者)、[REDACTED] の三者が来庁できる日程を確保すること。

※ [REDACTED]

## 土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

### 議 事 次 第

平成23年5月19日(木)午後2時  
市役所4F B会議室

1 開 会

2 出席者自己紹介

3 議 題:

① 熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議

(1) 経過報告及び計画概要の説明(説明:建設課)

(2) 届出者の考え

(3) 今後の対応方法

〈4〉 その他

熱海市役所 建設課

TEL: 0557-86-6409

FAX: 0557-86-6429

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者(予定)

H23.11.5

来庁者

届出者: [REDACTED]

土地所有者: [REDACTED]

関係者: [REDACTED]

行政

東部農林事務所

— 治山課

林地保全係 [REDACTED]

東部健康福祉センター(東部保健所)

廃棄物課

[REDACTED]  
[REDACTED]

熱海土木事務所

用地管理課

[REDACTED]

熱海市

建設部長 [REDACTED]

建設課 [REDACTED]

まちづくり課 [REDACTED]

観光部

産業振興課長 [REDACTED]

上下温泉水道部長 [REDACTED]

水道温泉課 [REDACTED]

## 土の採取等計画届出書の経緯 (熱海市伊豆山字赤井谷)

### 1) 土の採取等計画届出書

- ① 申請者: [REDACTED]
- ② 住所: [REDACTED]
- ③ 申請面積: 9,446 m<sup>2</sup> *1ha前後 - 1年以内*
- ④ 工期: 平成22年7月8日

### 2) 用途地域、その他の地区

- ① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域
- ② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法
- ③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

### 3) その他 —— 『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設 —— 調圧槽、ポンプ場、送水管

### 4) 問題点

- ① 届出工事完了期間が過ぎても、現場が完了しない。(完成届けが未提出)
- ② 産業廃棄物の処理

### 5) 現場の状況 (盛り土し法面を築造して8ヶ月が経過)

- ① 届出区域内
  - ・盛り土した法面が崩れ始めている。
  - ・盛り土した斜面の端(右側、左側)に水が流れ掘削されている。
- ② 届出区域外
  - ・進入道路より山側に盛り土あり。
- ③ 産業廃棄物の処理
  - ・進入道路に産廃を引いている。山側の盛り土が混廃である。

### 6) 現況写真 (撮影日:5月17日)



土の採取等申請経緯

平成 18 年 9 月 12 日	用地取得
平成 19 年 3 月 9 日	届出書の提出(上流部)(下流部)
平成 19 年 4 月 9 日	届出書の受理書交付(上流部)——工期 受理日から 12 月
※ 下流部の土採取条例の届出(H19.5.2 東部農林治山課と協議)	
1. ダム 2 基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。 2. 上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)	
平成 19 年 4 月 12 日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成 19 年 4 月 日	伐採届け(不明)→多数不備、届出の再提出
平成 21 年 3 月 19 日	盛土の開始(電話連絡) 不利益の撤入
平成 21 年 6 月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成 21 年 11 月 4 日	熱土、東農、市で合同会議
平成 21 年 11 月 13 日	受理書について指示事項を通知。 (土採取、伐採届け、風致)
平成 21 年 11 月 17 日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成 21 年 12 月 9 日	受理書の変更、工法、工期:H22.4.8 日まで
平成 22 年 3 月 23 日	工期の変更、工期:H22.7.8 日まで
平成 22 年 7 月	8 月 10 日完成予定( )から口答で確認)
平成 22 年 8 月	盛土土砂に混廃材を使用
平成 22 年 9 月 9 日	に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成 22 年 9 月 17 日	土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請)
平成 22 年 10 月 8 日	土砂搬入の中止要請
	↓
	【土地所有者の変更】
平成 23 年 3 月 日	静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について (再要請)
平成 23 年 4 月 27 日	静岡県土採取等規制条例にかかる報告書の提出について (要請)—— (条例 13 条第 1 項) H23.6.17 期限延長の届出(電話)

作成年月日:平成 23 年 5 月 19 日(上西)